

【資料】地域協議会に代わる組織の在り方について

R7. 1. 22 第 5 回浜益区地域協議会資料

検討項目	検討の際に考慮する事項		事務局案
機能	現在の地域協議会が持つ機能をそのまま残す	➡	■市長その他の機関から諮問された事項について答申し、又は協議会が必要と認める事項について答申し、又は協議会が必要と認める事項について審議し、市長その他の市の機関に対し意見・要望を行うことができる ・当該地域内（浜益）の施策及び事業に関する事項 ・市が処理する当該地域（浜益）の事務に関する事項 ・当該地域（浜益）の住民との連携強化に関する事項 ・前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 ■市長は、次に掲げる事項であって当該地域（浜益）に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、協議会の意見を聴かなければならない ・過疎地域自立促進市町村計画に関する事項 ・地域振興のための基金の活用に関する事項 ■市長その他の市の機関は、前項の答申又は意見・要望を尊重し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じるよう努めるものとする
組織	構成審議会としての位置づけ	➡	■次に掲げるものから市長が委嘱（現状は15人以内） ・浜益地域に居住する者のうちから市長が公募したもの ※公募 ・浜益地域の自治会を代表する者 ※浜益区自治会連合会 ・浜益地域の農業並びに商工業等従事者 ※農協・漁協・商工会など（居住地は問わない）
会議	委員が参加と議論をしやすく	➡	■必要の都度、会長が協議会を招集 ←審議事項が発生した場合に会議を開催
名称	簡単かつわかりやすく	➡	■「浜益地域協議会」